

東久留米市小口零細企業資金融資の

あっせん＜詳細編＞ 令和8年度～

制度の概要、中小企業資金融資制度の違い等は概要編をご確認ください

注意事項

- ◇ 利率の適用は融資実行年月日の該当する年度となります。
- ◇ 原則、法人の場合は企業経営上責任のある役員の連携保証が必要です。
ただし、東京信用保証協会等が指定する手続きを行う場合は不要です。
- ◇ 返済方法は割賦償還のみです。
- ◇ 各種納税証明書に滞納金がある場合は滞納分を支払った後、その支払ったことが証明できるもの（例：領収書）をお持ちください。

既に市の融資をご利用されている方の注意事項

- ◇ 融資の申込みは原則事業者につき1契約のみです。
しかし、以下の場合は重ねて申込み可能です。
 - ・既に利用している資金と同メニュー（運転資金・設備資金・併用資金のみ）
 - ・経営安定資金
 - ・中小企業資金融資と小口零細企業資金融資はそれぞれ申込み可能
- ◇ 返済中の融資も実行時の融資額を基準として、限度額に含めます。

| 取扱金融機関名 | 支店名 | 電話番号 |
|---------|------------------|------------------|
| 東和銀行 | 東久留米中央支店 | 042-477-8111 |
| | 東久留米西支店 | 042-474-1311 |
| りそな銀行 | 東久留米支店 | 042-471-3201 |
| | 東久留米滝山支店 | 042-471-7611 |
| きらぼし銀行 | 東久留米支店 | 042-473-5151 |
| | 滝山支店 | 042-474-7211 |
| 青梅信用金庫 | 東久留米支店 | 042-471-1811 |
| | 小平支店 | 042-345-3411 |
| 西武信用金庫 | 東久留米支店 | 042-475-5311 |
| | 花小金井支店 | 042-463-2711 |
| 多摩信用金庫 | 東久留米支店 | 042-477-2111 |
| | 田無支店 | 042-463-1121 |
| | ひばりが丘支店 | 042-423-3111 |
| | 花小金井支店 | 042-465-2233 |
| 西京信用金庫 | 清瀬支店 | 042-492-5415 |
| 飯能信用金庫 | 清瀬支店 | 042-495-2010 |
| | 東村山支店 | 042-397-6060 |
| 関係機関 | 東京信用保証協会 立川支店 | 042-525-6621(代表) |

【申込み・問い合わせ】東久留米市 地域振興課

☎ : 042-470-7743 ✉ : chiikishinko@city.higashikurume.lg.jp

東久留米市小口零細企業資金融資

| 制度・条件 | 資金用途 | 要件 【概要編の要件P3-4を満たしていることが前提】 | 借受人負担利率 (契約利率・市利子補給) | 限度額 | 融資期間 (うち据置期間) |
|---------|--|---|--|-----------------------------|------------------|
| 運転資金 | 事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金 | 【法人・個人共通】 ・同一事業を引き続き1年以上営んでいること | 1.375% (契約利率) 2.275% (市利子補給) 0.90% | 700万円 | 7年以内 (6ヶ月) |
| 設備資金 | 店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具等の購入に必要な資金 | 【法人】 ・市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること※ (※市内で個人で行っていた同一事業において法人化した場合は、1年未満であっても、それを証明できる書類を提出することで可能) | | 見積り金額 が上限 (最大1,000万円) | |
| 併用資金 | 運転資金および設備資金 | 【個人】 ・市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接4市(西東京、小平、東村山、清瀬)に有すること | | 1,000万円 (運転資金分は最大700万円) | |
| 経営安定化資金 | 運転資金として使用 | <div style="text-align: center;">+</div> 経営安定化資金の場合は以下の要件も備えることが必要 【法人・個人共通】 ・最近3ヶ月間または1年間の売上高(生産高)が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること。 | 0.875% (契約利率) 2.075% (市利子補給) 1.20% | 300万円 | 5年以内 (6ヶ月) |
| 新規開業資金 | 事業を新規に開始する際の運転資金および設備資金 | 【法人・個人共通(カッコ内は今後創業予定の場合)】 ・創業1年未満(融資を受けた日から起算して3ヵ月以内に創業) 【法人(カッコ内は今後創業予定の場合)】 ・市内に本店所在地を有すること(申し込みの際に代表者が市内に住所を有すること) | 1.20% (契約利率) 2.100% (市利子補給) 0.90% | 500万円 | 7年以内 (6ヶ月) |
| 特定創業資金 | 特定創業者(特定創業支援等事業の認定者)が事業を新規に開始する際の運転資金および設備資金 | 【個人(カッコ内は今後創業予定の場合)】 ・市内に住所を有すること ・市内若しくは隣接4市(西東京、小平、東村山、清瀬)に事業所を有すること(3ヵ月以内に有する予定であること) | 1.00% (契約利率) 1.700% (市利子補給) 0.70% | 700万円 | 7年以内 (1年以内) |

◆ 提出書類一覧

※各種証明書は、発行日より3か月以内の原本（最新年度版）をお持ちください。

| 必要区分 | | 書類の名称 | 備考 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|---|
| 法人 | 個人 | | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 東久留米市指定様式の制度融資申込書 | 市ホームページから取得 |
| <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 法人市民税の納税証明書 | 市・納税課で発行 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 市民税・都民税の納税証明書 または 該当しない証明書 | 市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（非課税証明書） |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 固定資産税の納税証明書 または 該当しない証明書 | 納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（課税台帳に無い事の証明） |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 国民健康保険税の納税証明書 または 備考参照 | 市・納税課で発行 （他の保険に加入している場合は、加入状況が確認できるもの（例：資格確認証）） |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 確定申告書の写し および 決算書の写し（直近のもの1期分） | 税務署受領印のあるものまたは電子申告完了済みとあるもの |
| <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 会社の登記簿謄本 | 田無登記所で発行 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 住民票 | 市・市民課で発行 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 情報提供に関する同意書 | 市ホームページから取得可能 |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 委任状 | 代理申請の場合に限る |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 見積書 | ★設備資金、併用資金の場合に限る 発行企業の印があるもの（図面・カタログ等を添付すること） |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 月別売上高比較表 | ★経営安定化資金の場合に限る 最近の3か月または1年間の売上高・生産高が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること（月別の売上高、生産高が明らかになる資料を添付すること） |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 新規規開業事業計画書 | ★新規開業資金・特定創業資金に限る 金融機関担当者にご相談のうえ作成したもの |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 特定創業の証明書 | ★特定創業資金の場合に限る 東久留米市長が発行するもの |

◇ 法人のみ以下の連帯保証人に係る資料を提出が必要です。

連帯保証人は市税(市民税・固定資産税・国民健康税)の滞納がないことが要件です。

連 帯 保 証 人

| | 書類の名称 | 備考 |
|--------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> | 市民税・都民税の納税証明書 | 市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（非課税証明書） |
| <input type="checkbox"/> | 固定資産税の納税証明書 または 該当しない証明書 | 納税証明書：市・納税課で発行 該当しない場合：市・課税課で発行（課税台帳に無い事の証明） |
| <input type="checkbox"/> | 国民健康保険税の納税証明書 または 備考参照 | 市・納税課で発行 （他の保険に加入している場合は、加入状況が確認できるもの（例：資格確認証）） |
| <input type="checkbox"/> | 住民票 | 市・市民課で発行 |
| <input type="checkbox"/> | 「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書の写し（連帯保証人不要を希望する場合） | 金融機関担当者にご相談のうえ作成したもの |

※ 東久留米市以外で発行が必要な証明書があるときは、各市区町村等の担当課へお問い合わせください。